

実務基準等運営規則

制定施行	平成 10 年	7 月	8 日
改定施行	平成 22 年	3 月	18 日
改定施行	平成 24 年	12 月	19 日
改定施行	平成 25 年	4 月	1 日
改定施行	平成 25 年	10 月	24 日
改定施行	平成 27 年	7 月	15 日
改定施行	平成 29 年	5 月	22 日

(目的)

第 1 条 この規則は、実務基準および実務ガイダンス(以下「実務基準等」という。)の制定、改定、および、廃止に関する手続きを定める。

(担当委員会)

第 2 条 実務基準等の制定または改定は、財政運営実務基準委員会または退職給付会計基準委員会(以下「担当委員会」という。)が、案を作成し、理事会の決議を得て行うものとする。

(公開草案)

第 3 条 前条に定める実務基準等の制定または改定に関する案を作成するにあたり、担当委員会は次の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 草案を作成し、理事会の決議を得てそれを一般に公開して、コメントを募集する。
- (2) 前号のコメントを募集する期間は、原則として、制定の場合には 1 月間以上、改定の場合には 2 週間以上とする。但し、内容が軽微または緊急性があるとして理事会の決議を得た場合はこの限りではない。
- (3) 草案に対してコメントが提出された場合には、担当委員会はその内容を検討し、必要と判断される場合には案の作成に反映させる。
- (4) 草案に対するコメントは、原則として、一般に公開する。
- (5) 草案を大幅に改定する場合には、原則として、改定後の草案を作成して、再び前各号の手続きを経る。

(コメントの受け付け)

第4条 担当委員会は、草案の公開に伴うコメント募集の際のほか、いつでもコメントを受け付けるものとする。

(有効なコメント)

第5条 第3条および前条のコメントは、原則として文書によるもののみを有効とする。

(実務基準等の廃止)

第6条 実務基準等は、理事会の決議によって、これを廃止することができる。

(公表)

第7条 理事会が、実務基準等の制定または改定を決議した場合、または、廃止の決議をした場合は、理事長は、その内容をすみやかに一般に公表しなければならない。

(掲載)

第8条 第3条における公開、および、前条における公表は、インターネット上の当会のサイトに電磁的に掲載することによって行うものとする。

(所掌する委員会)

第9条 この規則は、企画調整委員会が所掌する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

(実施細則)

第11条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。